

平成25年度 随意契約の公表(土木部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。  
契約金額は当初契約額です。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約  
【土木部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木総務課	平成25年度八尾市道路台帳システム外3システム保守点検業務	平成25年4月1日	(株)バスコ大阪支店	大阪市浪速区湊町一丁目2-3	2,788,800 円	道路台帳システム等は(株)バスコにより構築されており、他社では保守対応ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木総務課	土石流監視装置管理委託業務	平成25年4月1日	日本無線(株)関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目4-28	630,000 円	本監視システムは、日本無線(株)の施工により生駒山系関係市とのネットワークを構築しており、既設設備と密接不可分の関係にあたることから、施工者以外に管理委託した場合、既設設備に著しい支障の生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木建設課	公共事業設計積算システムデータ改定業務	平成25年4月1日	富士通エフ・アイ・ピー(株)関西支社	大阪府大阪市北区中之島2-2-2	787,500 円	システムの作成業者であり、システムを熟知するとともに、システムの納入業者である同社と契約するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	公園等トイレ清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 2,231,136 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	放置自動車等不法投棄物調査委託業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,655,640 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	本町二丁目公園外27公園清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 8,762,926 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	高井公園休養施設施設開錠及び清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 741,680 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	大和川河川敷公園施設開錠及び清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 584,200 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	公園・緑地環境保全委託業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 6,901,815 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

平成25年度 随意契約の公表(土木部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。  
契約金額は当初契約額です。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約  
【土木部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木管理事務所	河川環境保全管理委託業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 2,443,868 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	道路賠償責任保険	平成25年4月1日	(公社)全国市有物件災害共済会	大阪市中央区北浜二丁目1-26	947,610 円	当団体の損害保険制度、内容及び実績を有する同等の保険が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	JR久宝寺駅自由通路南口エスカレーター保守点検委託業務	平成25年4月1日	東芝エレベータ㈱ 関西支社	大阪市西区靱本町一丁目11-7	1,348,200 円	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	東西デッキエレベーター保守点検委託業務	平成25年4月1日	東芝エレベータ㈱ 関西支社	大阪市西区靱本町一丁目11-7	819,000 円	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	八尾市立桂公園野球場整備清掃及び保安管理業務	平成25年4月1日	西郡生きがい事業団	八尾市高砂町一丁目75-20	単価契約 (年間見込額) 2,693,128 円	高齢者の生きがいの創造と活用及び就労の支援を推進しており、シルバー人材センター的な団体である西郡生きがい事業団から役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	JR久宝寺駅自由通路エレベーター等保守点検委託業務	平成25年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス㈱ 関西支社	大阪市北区天満橋一丁目8-30	1,638,000 円	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	近鉄八尾駅前エレベーター保守点検委託業務	平成25年4月1日	㈱日立ビルシステム 関西支社	大阪市北区堂山町3-3	667,800 円	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	近鉄八尾駅前広場清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 2,570,000 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	JR志紀駅前広場清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 713,000 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

平成25年度 随意契約の公表(土木部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。  
契約金額は当初契約額です。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約  
【土木部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木管理事務所	地下鉄八尾南駅前広場清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 998,000 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	JR久宝寺駅前広場清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,185,000 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	JR久宝寺駅自由通路・人工デッキ清掃業務	平成25年4月1日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,133,000 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	恩智川治水緑地及び福栄町緑地清掃等業務	平成25年4月2日	八尾市障害者作業所等連絡会	八尾市八尾木東三丁目9	単価契約 (年間見込額) 724,584 円	本市障がい者への就労支援事業に基づき、障害者作業所等連絡会から役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	市内一円不法屋外広告物撤去活動等委託業務	平成25年6月3日	(公社)八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10-32	単価契約 (年間見込額) 1,058,400 円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	桂公園外3公園除草業務	平成25年6月3日	西郡生きがい事業団	八尾市高砂町一丁目75-20	単価契約 1,967,000 円	高齢者の生きがいの創造と活用及び就労の支援を推進しており、シルバー人材センター的な団体である西郡生きがい事業団から役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道経営企画課	平成25年度下水道使用料の徴収等に係る業務	平成25年4月1日	八尾市水道局	八尾市光南町一丁目4-30	111,426,191円	八尾市水道事業管理者に対する事務委任により、水道料金と下水道使用料の同時徴収を行い、住民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道経営企画課	下水道の普及宣伝に係る業務	平成25年4月1日	アクティオ(株)大阪支店	大阪市住之江区南港北一丁目14-16大阪府咲洲庁舎24階	2,625,000 円	プロポーザル方式により総合的に評価を行い選定された事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成25年度 随意契約の公表(土木部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。  
契約金額は当初契約額です。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約  
【土木部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道普及課	平成25年度下水道管路施設水位測定業務	平成25年4月1日	(株)シユア・テクノ・ソリューション	大阪市淀川区三国本町一丁目6-22	819,000 円	当初水位計を制作・設置し、水位計の整備点検に熟知し安全管理を行うことができることととも過年度のデータを含めた解析を行う必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道普及課	八尾市下水道台帳管理システム保守業務	平成25年4月1日	アジア航測(株)大阪支店	大阪市北区天満橋一丁目8-30	587,916 円	下水道台帳システムはアジア航測(株)により構築されており、他社では保守対応ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道普及課	事業場排水規制等補助業務	平成25年4月17日	(財)都市技術センター	大阪市中央区船場中央二丁目2-5-206	1,471,050 円	事業場等排水規制に関する実務、知識及び経験等特殊技術が必要となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道普及課	平成25年度八尾市公共下水道台帳管理システム整備業務	平成25年7月24日	アジア航測(株)大阪支店	大阪市北区天満橋一丁目8-30	6,619,200 円	下水道台帳システムはアジア航測(株)により構築されており、システム構築やデータ作成においての技術面・安全面で、他社では対応ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道普及課	平成25年度八尾市公共下水道施設補修工事その4	平成25年7月4日	(株)畑中商事	八尾市恩智中町一丁目165	4,546,500 円	道路陥没の現況復旧に伴う下水道構造物補修工事であり緊急性を要することから、当該箇所の工法を理解しかつカメラ調査および清掃業務を行い現地を熟知しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-16工区)に伴う水越遺跡発掘調査	平成25年4月1日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	752,850 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-30工区)に伴う太田遺跡発掘調査(その2)	平成25年4月1日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	907,200 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-37工区)に伴う東弓削遺跡発掘調査(その2)	平成25年4月15日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	878,850 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-39工区)に伴う郡川遺跡発掘調査	平成25年5月14日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	501,900 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-9工区)に伴う水越遺跡発掘調査	平成25年6月3日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	777,000 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成25年度 随意契約の公表(土木部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。  
契約金額は当初契約額です。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約  
【土木部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道建設課	下水道工事(24-21工区)に伴う恩智遺跡発掘調査	平成25年6月3日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	752,850 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-15工区)に伴う太田川遺跡発掘調査	平成25年6月19日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	517,650 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-20工区)に伴う恩智遺跡発掘調査	平成25年7月1日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	752,850 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	下水道工事(24-43工区)に伴う恩智遺跡発掘調査	平成25年7月1日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58-2	1,255,800 円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道建設課	平成25年度飛行場北排水区第38工区下水道工事	平成25年7月22日	(株)文岩組	八尾市田井中三丁目63	1,491,000 円	本工事は、平成26年度に計画を予定しておりますが、関係機関との調整・協議及び事業の円滑な推進等を勘案し計画を前倒して実施するものです。 工事施工については、当該箇所の下流で平成24年度飛行場北排水区第27工区下水道工事を施工し、現場条件を熟知し迅速な工事着手と経費調整が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)